

防装通第3847号
6. 6. 29
防装通第199号
一部改正 9. 1. 20
防装通第225号
一部改正 13. 1. 6
防管航第2355号
一部改正 18. 3. 27
防経シ第7504号
一部改正 18. 7. 31
防経シ第102号
一部改正 19. 1. 9
防経シ第8187号
一部改正 23. 7. 1
防官文(事)第18号
一部改正 27. 10. 1

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察官
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官

電子計算機システムの整備について（通達）

近年の電気通信及び情報処理分野における技術進歩等の状況を踏まえ、自衛隊における電子計算機を利用した業務処理システムの効果的、効率的利用体制を確保するため、今後電子計算機システムの整備に当たっては、下記によることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、「事務用電子計算機システムの機種選定について（通達）」（防装通第4946号。50. 11. 11）は廃止されたので、併せて通知する。

- 1 電子計算機システム（電子計算機、周辺機器その他のハードウェア、ソフトウェア及びデータで構成されるものであって、これら全体で一貫した業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の整備に当たっては、近年の電気通信及び情報処理機器分野における技術動向等を踏まえ、システムの標準化、他の電子計算機システムとの接続性、データベースの共用性等が確保されるよう十分に配慮するものとする。
- 2 各機関等において、電子計算機システムの導入（新規取得、換装及び改修をいう。以下同じ。）に際しては、電子計算機システムの導入の構想（適用対象業務の範囲、導入スケジュール、機能・性能の概要、所要経費の概算見積その他の導入計画の概要を含むもの）を策定する段階において、防衛大臣にその概要を報告するものとする。
- 3 各機関等において電子計算機システムの仕様を作成し、又は変更しようとするときは、当該仕様について、次に掲げる手続を経た上で、防衛大臣の承認を得るものとする。
 - (1) 外部有識者（外部有識者による情報システム整備等に関する概算要求の所要額の評価等について（防運情第8186号。23.7.1）別紙第3項第1号に規定する整備計画局長が指定する外部有識者をいう。）に対し、競争性、公平性等に関する評価を依頼すること。
 - (2) 前号に規定する評価の結果を適切に反映すること。
 - (3) 防衛装備庁長官と協議すること。
- 4 前項の規定は、作成しようとする電子計算機システムの仕様又は変更後の電子計算機システムの仕様が次のいずれかに該当する承認を得たものと異なるときは、適用しない。
 - (1) 前項の規定による防衛大臣の承認
 - (2) 電子計算機システムの整備についての一部改正について（防経シ第8187号。23.7.1）による改正前の第4項の規定による防衛大臣の承認
- 5 前3項の規定は、ハードウェア及びソフトウェアの取得等に必要と見込まれる経費（賃借により調達する場合は購入価格に換算した額とする。）の総額が10億円以上の電子計算機システム（他システムとの相互接続及び資源の共用の必要性がないと認められるものを除く。）の導入の場合に適用する。

- 6 防衛省における電子計算機システムの標準化を図るため、防衛省本省の内部部局、各幕僚監部、情報本部、防衛装備庁等の職員で構成する電子計算機システム標準化委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。なお、本委員会の構成その他必要な事項については、防衛装備庁長官が別途定めるものとする。
- 7 本委員会の運営に当たり、各幕僚長等は、所要の協力を行うものとする。
- 8 この通達の規定は、火器管制装置その他のウェポンズシステム及びその支援用器材に組み入れられている電子計算機システム、機器の数値制御を行う目的で装備品に組み込まれている電子計算機システム並びに研究又は開発に係る試作品及びその試験用器材に組み入れられている電子計算機システムには適用しない。
- 9 本通達の運用に関し必要な細部事項は、防衛装備庁長官が別途定めるものとする。